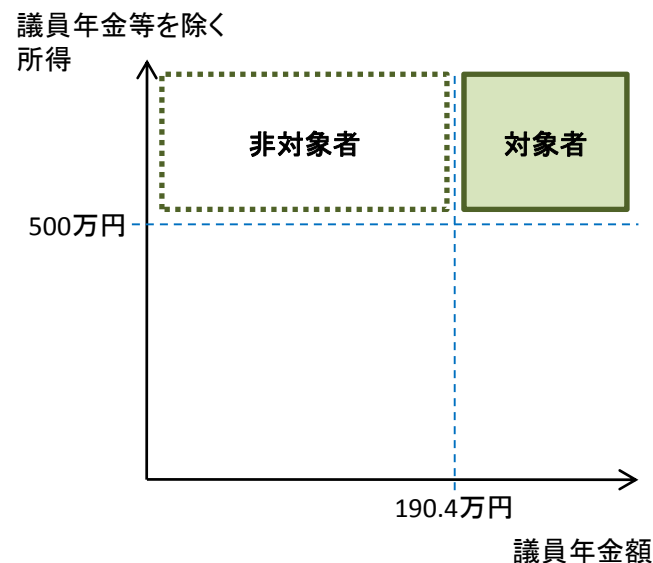


# 高額所得者に対する退職年金の 一部支給停止について

# 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止について

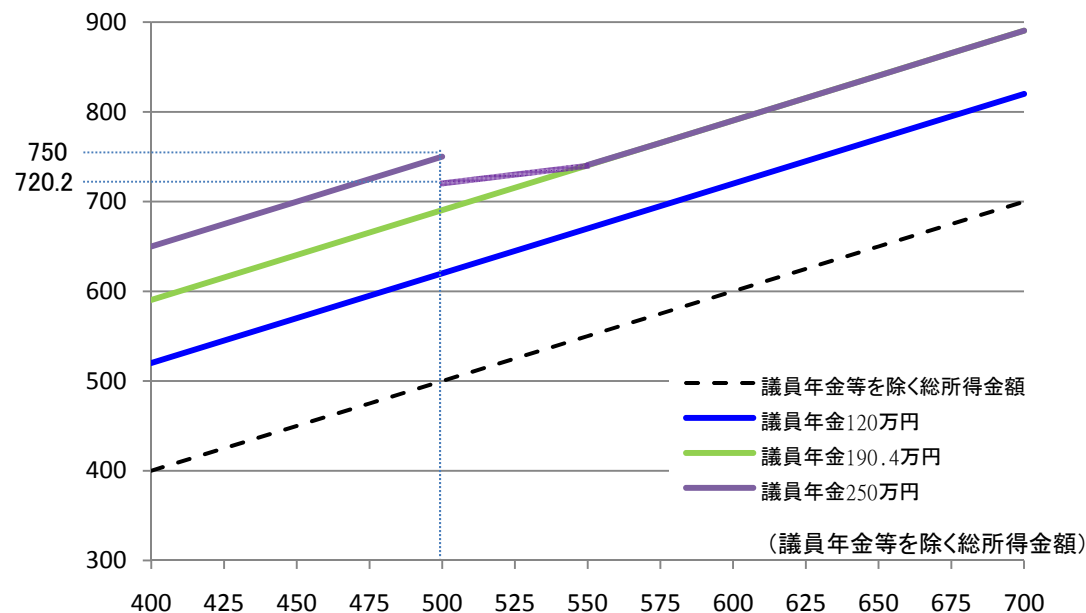
## 現行制度

議員年金の額が190.4万円以上であって、前年の議員年金等を除く所得が総所得金額で500万円を超えるときは、その合計額が690.4万円を超える部分について、50%の額の支給を停止（最低保障額：190.4万円）



(議員年金額+議員年金等を除く総所得金額)

(単位: 百万円)



## 問題点

- (1) 現行制度は、高額所得の有無より、まずは地方議員年金の多寡が基準となっているため、**必ずしもすべての高額所得者に対する一部支給停止となっておらず**、地方議会議員年金の生活保障的な側面及び厳しい年金財政に対応するため高額所得者に一定の協力を求める観点から、範囲を拡大するべきではないか。
- (2) 現行の制度では、**議員年金等を除く所得が総所得金額で500万円前後の者は支給の停止の幅が大きくな**っており、若干バランスを欠いているのではないか。
- (3) **国会議員年金は高額所得者に対する退職年金の支給停止措置を強化**している(H18廃止の際)ことから、国会議員年金並にするべきではないか。

# 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の改正経緯について

## 昭和60年改正

議員年金の額が272万円以上であって、前年の議員年金等を除く所得が課税総所得金額で700万円を超えるときは、その合計額が972万円を超える部分について、超過累進で35%から50%の額の支給を停止（最低保障額：272万円）

## 平成14年改正

議員年金の額が217.6万円以上であって、前年の議員年金等を除く所得が課税総所得金額で700万円を超えるときは、その合計額が917.6万円を超える部分について、超過累進で35%から50%の額の支給を停止（最低保障額：217.6万円）

（平成16年度実績）

|         |        |          |            |         |
|---------|--------|----------|------------|---------|
| 退職年金受給者 | ： 都道府県 | 1,909人、市 | 18,525人、町村 | 32,776人 |
| 調査対象者   | ： 都道府県 | 315人、市   | 887人、町村    | 0人      |
| 支給停止実績  | ： 都道府県 | 58人、市    | 67人、町村     | 0人      |

## 平成18年改正

議員年金の額が(1)190.4万円以上であって、前年の議員年金等を除く所得が(2)総所得金額で(3)500万円を超えるときは、その合計額が690.4万円を超える部分について、(4)50%の額の支給を停止（最低保障額：190.4万円）

### 【平成18年検討会での整理】

- |                                                                |                                                       |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1) 支給停止基準額の引き下げ（217.6万円→190.4万円）<br>・給付水準の引き下げにあわせて、12.5%引き下げ | (3) 所得基準額の引き下げ（700万円→500万円）<br>・被用者年金並（モデルケース：給与38万円） |
| (2) 支給基準となる所得の見直し（課税総所得→総所得）<br>・共済会の事務処理の簡素化のため               | (4) 停止の方法の見直し（超過累進方式→2分の1一律停止）<br>・被用者年金並             |

（平成20年度実績）

|         |        |            |              |         |
|---------|--------|------------|--------------|---------|
| 退職年金受給者 | ： 都道府県 | 1,952人、市   | 37,119人、町村   | 18,014人 |
| 調査対象者   | ： 都道府県 | 1,132人、市   | 3,358人、町村    | 0人      |
| 支給停止実績  | ： 都道府県 | 284人、市     | 433人、町村      | 0人      |
| 効果額     | ： 都道府県 | 89,012千円、市 | 139,353千円、町村 | 0円      |



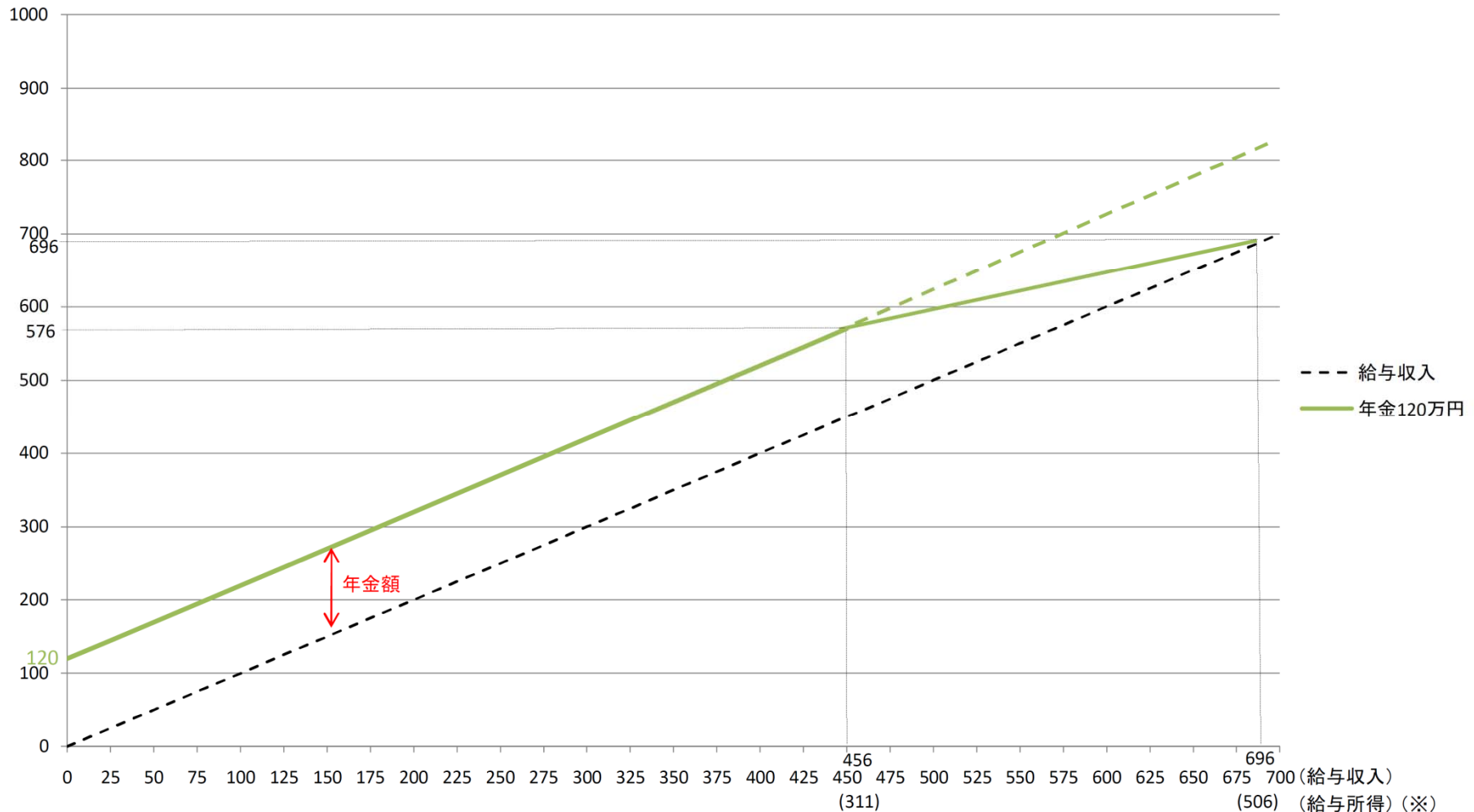
# 被用者年金における支給停止について

## 現行制度

給与収入月額と被用者年金月額(厚生年金相当部分)の合計額が48万円を超えるときは、その合計額から48万円を控除した額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額の支給を停止する。(月額48万円＝年額576万円)

### 【被用者年金のモデルケースの場合(被用者年金120万円)】

(被用者年金＋給与収入)



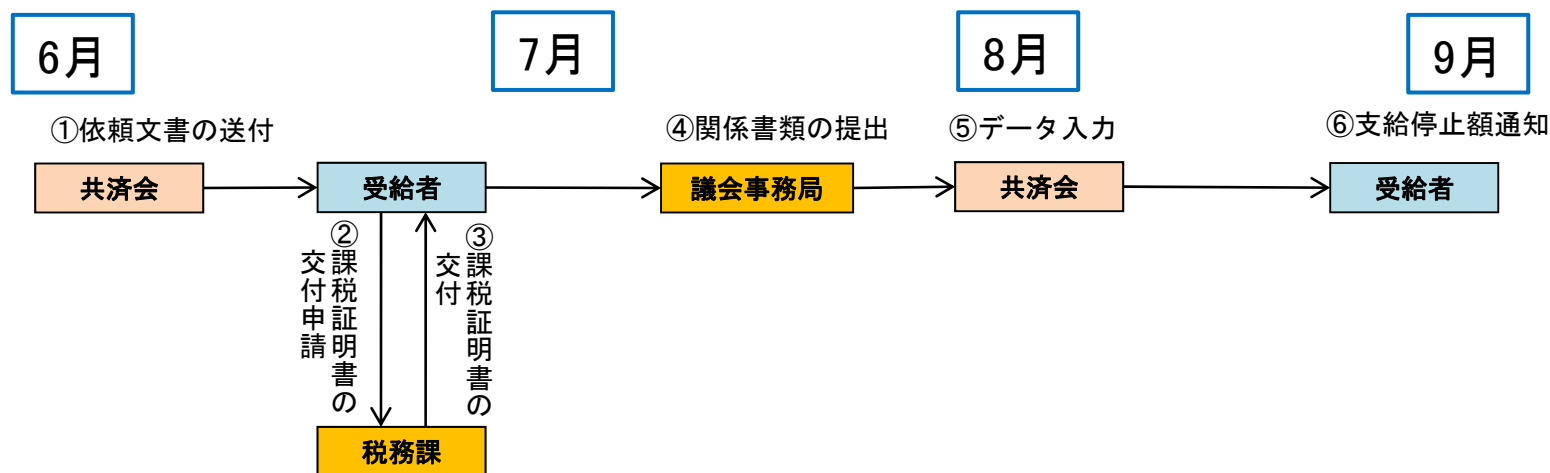
(※) 給与所得＝給与収入－給与所得控除

## 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止について

### 今後のあり方

- (1) 年金額による支給停止基準を設けているのは、地方議会議員年金のみであり、国会議員互助年金や被用者年金の方法と同様に、**所得額による支給停止基準にするべき**ではないか。
- (2) このことによって、共済会の事務が増大することになることから、**事務の簡素化を図る必要がある**のではないか。  
→ 現在、事務が煩雑となっている「前年における退職年金を除いた所得金額」の算出(※)を行わず、課税証明書に記載されている総所得金額を転記する作業のみに簡素化する方向で考えられないか。  
※ 現在、議員年金がなかった場合を仮定して共済会が再計算をしている。
- (3) 現在の方法では、受給者は、毎年、課税証明書を提出することになるが、**受給者の負担をどのように考えるか**。

(参考)「高額所得者に対する退職年金の一部支給停止」に関する現行の事務の流れ



9月支給(6月・7月・8月分)  
※6月分から支給停止

# 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止について

## 改正前

議員年金の額が190.4万円以上であって、前年の議員年金等を除く所得が総所得金額で500万円を超えるときは、その合計額が690.4万円を超える部分について、50%の額の支給を停止（最低保障額:190.4万円）

## 改正案

議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得（総所得金額ベース）との合計額が600万円(※)を超えるときは、その合計額が600万円を超える部分について、50%の額の支給を停止（最低保障額の撤廃）

(※)前年の議員年金等を除く所得が総所得金額で500万円(被用者年金並)＋議員年金の平均受給額(約95万円(H19決算))

